

秦野市建築審査会条例の一部を改正することについて

秦野市建築審査会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正により、一定要件を満たす建替えマンションに係る容積率の特例適用について特定行政庁として許可し、又は審査する場合において、建築審査会の議を経ることとするため、改正するものであります。

秦野市建築審査会条例の一部を改正する条例

秦野市建築審査会条例（昭和59年秦野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同意を求められたとき」の次に「（他の法律において法を準用する場合を含む。）」を加え、同条第3号中「審査請求のあったとき」の次に「（他の法律において法を準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。